

登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を、登別市が発注する登別市登別温泉浄水場更新事業（以下「本事業」という。）に係る一般競争入札において実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。
(落札者決定基準)

第2条 登別市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会設置要綱（平成30年訓令第18号）に基づき設置する登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）の審議を経た上で、本事業に係る総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 管理者は、前条の規定により落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

2 前項の規定による意見の聴取においては、併せて落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定による意見聴取を行うため、登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）を設置する。

4 技術審査委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(評価方法)

第4条 評価は、入札参加者が提出した提案書等に基づき算出する技術評価点と入札価格により算出する価格評価点との合計点（以下「総合評価値」という。）により行うものとする。

2 技術評価点の決定に当たっては、技術審査委員会の審議を経るものとする。

(落札者の決定方法)

第5条 落札者は、次に掲げるすべての要件を満たす入札参加者のうち、総合評価値の最も高い者とし、契約審査委員会の審議を経た上で管理者が決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札参加者が提出した提案書等が、落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていること。
- 2 前項の規定において、総合評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者とする。
 - 3 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、提案者によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。

(公告)

第6条 総合評価一般競争入札は、一般競争入札要綱で定める公告事項のほか、次の事項を入札公告により周知するものとする。

- (1) 当該入札を総合評価一般競争入札により実施する旨。
- (2) 申請者の施工能力等を判定するための書類（以下「技術資料」という。）の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 技術評価点についての疑義照会に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

(入札の参加申請等)

第7条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる入札参加の申請書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加申請書
- (2) 入札参加資格を確認するために公告において提出を求めるもの
- (3) 技術資料

(提案書等の評価)

第8条 提出のあった技術資料について、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、あわせて記載事項の確認を行い、技術評価点を算出する。この場合において、必要に応じて入札者に対して技術資料に関する説明を求めることができるものとする。

(入札結果の公表)

第9条 管理者は、落札者を決定したときは、入札結果について登別市公式ウェブサイトで公表するものとする。

(提案内容の履行の確保等)

第10条 管理者は、落札者が提出した提案書等に虚偽記載等があった場合は、契約の解除をすることができる。

- 2 管理者は、落札者の提案内容等が履行されなかった場合は、契約約款による措置を講ずるものとする。

(資料等の非公開)

第11条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき申請者から提出された資料等は、原則として公表・公開しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成30年訓令第16号)

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。